

日本民法の形成と植民地朝鮮での適用: 制令第7号<朝鮮民事令>を中心に

南 基玄 (成均館大学)

【発表要旨】

今回の発表の目的は、1896年(明治29)法律第89号に定められた日本民法と、以後施行された民事法関連法律が植民地朝鮮で適用される様相を考察する。これは今後、日本と植民地朝鮮の間で形成された「法的構造」の形を調べるための基礎的な考察でもある。

日本の明治政府は1888年(明治21)民法典を編纂した。しかし、この施行は延期された、1896年の総則、物権、債権の部分が、1898年に親族、相続部分が公布され、1899年7月16日からすべて施行されることとなった。民事訴訟法と商法は1899年から事実上施行されることになった。こうした日本の民事関連法律は植民地朝鮮でも適用されることになった。

1912年8月、制令第7号<朝鮮民事令>が発表された。日本の内閣と朝鮮総督府との間で約2年間の調整を経た末に作られた法令だった。同法の各条項は内容別に大きく二つに大別できる。

第一に、日本の民事関連法を"依用"することを定めた第1条である。第二に、植民地朝鮮にのみ適用される事項を適用した"特例条項"である。

<朝鮮民事令>は、日本の法律を適用しながらも、日本とは違って、法律を適用し統治するという朝鮮総督府および日本政府の方針が盛り込まれている法令だったのだ。

【略歴】

南 基玄 / NAM KiHyun

(1) 経歴

- ・成均館大学校史学科修士、博士卒業
- ・カナダブリティッシュコロンビア大学韓国学センター訪問学者
- ・嘉泉大学校、慶雲大学校、金烏工科大学校講師
- ・成均館大学校東アジア歴史研究所研究員
- ・現在、成均館大学校博物館学芸員

(2) 主要論文

- ・「日帝下、朝鮮土地調査事業計画案の変更過程」、『史林』第32号、2009年
- ・「朝鮮土地調査事業の進行方式の多様性、昌原郡と馬山府の比較」、『大東文化研究』第82号、2013年
- ・「昌原郡における朝鮮土地調査事業の進行過程」、『日帝の昌原郡における朝鮮土地調査事業』ソニー、2014年
- ・「「景武台前発砲事件」責任者の処罰裁判に関する考察」、『人文科学研究』第22号、2016年
- ・「1909年の国民大演説会前後における大韓協会の行歩」、『人文科学研究』第24号、2017年